

平成16年8月11日

第16回広島市都市計画審議会 議事録

事務局

都市計画局計画調整課

第16回広島市都市計画審議会議事録

1 開催日時 平成16年8月11日 午後2時00分

2 開催場所 広島市議会棟4階 全員協議会室

3 出席委員等

(1) 出席者

ア 学識経験者 石川伯廣 高井広行 地井昭夫 太田いく子 大原勝美
白井隆康 村岡健二

イ 市議会議員 下向井 敏 都志見信夫 土井哲男 山田春男

ウ 関係行政機関の職員 中国地方整備局長代理 地方事業評価管理官 矢田光夫

エ 県の職員 広島県警察本部交通部長代理 交通規制課長 藤川富雄

オ 市民委員 田口 豊 茶谷 香 古川 隆

以上 16名

(2) 欠席者

ア 学識経験者 山田知子

イ 市議会議員 兼榎栄二 谷川正徳 柳坪 進

(3) 傍聴人

一般 13名

報道関係 1名

4 閉 会 午後3時10分

第16回広島市都市計画審議会

平成16年8月11日(水)

事務局(都市計画担当部長) 定刻となりましたので、ただ今から第16回広島市都市計画審議会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、また、大変暑さの厳しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、都市計画担当部長の山本でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、本審議会の委員の改選がございましたので、御報告申し上げます。お手元の配付資料で、資料1として配席表を、それから資料2といたしまして「広島市都市計画審議会委員名簿」をお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。

それでは、今回新たに委員に就任いただいた方を御紹介させていただきます。

まず、学識経験者の委員として、広島市農業協同組合JA広島市レディースクラブ会長大原勝美様です。

続きまして、市民委員として、広島市社会福祉協議会会長、古川 隆様です。

同じく市民で、公募による市民委員、田口 豊様です。

同じく公募による市民委員、茶谷 香様です。

次に、関係行政機関の職員の委員の方に異動がございましたので、御紹介いたします。

関係行政機関の職員の委員として、中国地方整備局長に就任していただいております。先日7月1日の人事異動により望月常好様が就任されております。なお、本日は都合により代理として地方事業評価管理官の矢田様に出席いただいております。

以上が、新たに委員になられた方々でございます。

次に、学識経験者の委員の方々ですが、本年6月11日で委員の任期が満了となりましたが、先ほど御紹介いたしました大原委員以外の方々には、引き続き、委員に就任いただいております。よろしくお願いいたします。

以上で、委員の改選の報告を終わらせていただきます。

次に、本審議会の会長及び副会長についてですが、これまで石川委員に会長を、地井委員及び高井委員に副会長を務めていただきました。3名の方には、委員として再任いただいておりますが、任期満了に伴う改選がありましたので、改めて会長及び副会長を選出する必要があります。

広島市都市計画審議会条例第5条第1項では、「審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める」、また、同条第3項では、「審議会に副会長2人を置き、委員の選挙によってこれを定める」と規定されております。

今回の改選では、前会長の石川委員及び前副会長の地井委員、高井委員に、引き続き、委員に就任いただいております。

そこで、事務局のほうからお諮りをさせていただきたいと思いますが、石川委員に引き続き会長を、また、地井委員と高井委員に副会長を引き続きお願いしたらどうかと考えておりますが、皆様、いかがでございましょうか。

委員全員 異議なし。

事務局（都市計画担当部長） 異議なしということですので、石川委員に会長をお願いすることとし、地井委員と高井委員に副会長をお願いしたいと思います。

それでは、会長、副会長が決まりましたところで、本日の議題についてでございますが、先に開催通知でお知らせをしておりますとおり、議案は第1号議案ひとつでございます。

これは、「建築基準法第51条ただし書き」に基づく建築許可に係る廃棄物処理施設の敷地の位置についてでございます。特定行政庁が建築許可をしようとする場合には、「都市計画審議会の議を経る」こととなっておりますことから、お諮りするものでございます。

この第1号議案の審議終了後に、前回の審議会でお諮りしました案件のその後の状況について、御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、会長さん、よろしく願いいたします。

会長 本日は、御多忙の中、委員の皆様には御出席を賜りまして、ありがとうございます。

皆様方の御承認をいただき、引き続き会長を務めさせていただきます。

地井副会長さん、高井副会長さんとともに、円滑な審議に勤めてまいりたいと思いますので、委員の皆様の御協力をよろしく願いいたします。

それでは、本日御出席いただいております委員の方は、20名中16名でございますので、定足数に達しております。本日の審議会は成立いたしております。

次に、本日の議事録の署名をお願いする方を指名したいと思います。本日の署名は、白井委員さんと山田春男委員さんをお願いいたします。

なお、本日は、傍聴人の方がおられますので、あらかじめ遵守事項について説明をいた

しておきます。

- ・ 審議内容について、拍手をしないこと。
- ・ 騒ぎ立てないこと。
- ・ みだりに席を離れないこと。
- ・ 会場内では、携帯電話等を使用しないでください。なお、携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りください。
- ・ その他会場の秩序を乱したり、審議の妨害等になる行為はしないようお願いいたします。仮に、このような行為をした場合には、退場を命じることがございます。

それでは、早速、審議に入ります。

第1号議案につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局（建築指導課長） 建築指導課長の池庄司でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、第1号議案の「建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく建築許可に係る産業廃棄物処理施設の敷地の位置」につきまして、御説明させていただきます。

前方のスクリーンを御覧ください。申請のありました施設は、申請者である中国電力株式会社が保有している、高圧コンデンサや電信柱の上にある変圧器などに使用しているポリ塩化ビフェニル、いわゆるPCBを含む絶縁油を自社所有地で無害化処理するためのものがございます。

このような処理施設を建築する場合には、建築基準法第51条の規定により、

1番、建築物の敷地の位置を都市計画決定する。

2番、特定行政庁が、都市計画審議会の議を経た上で、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可する。

3番、政令で定める規模の範囲内の小規模な新築または増築をする。

の3つのいずれかによることとなります。

今回の施設につきましては、民間事業者が設置するもので、運用期間が10年間程度に限定されているため、長期的観点に基づく都市計画決定になじまないこと、また施設が政令で定める範囲内の小規模なものでもないことから、建築基準法第51条の適用につきましては、2番目の「特定行政庁が、都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する」こととしたことから、本都市計画審議会にお諮りするものでございます。

それでは、本件のような施設を設置し、P C Bの無害化処理を推進することが必要となった背景について御説明いたします。

P C Bは、燃えにくい、電気を通しにくい等化学的に安定した液体であることから、コンデンサや変圧器といった電気機器をはじめ様々な用途に用いられていましたが、昭和43年にP C Bによるカネミ油症事件が発生し、P C Bの毒性が社会的な問題となり、昭和47年に製造が中止されております。

その後、P C Bの処分方法が決定されるまで、各事業者が保管することを義務付けられていましたが、ほぼ30年という長年にわたる保管継続により紛失や行方不明となったものがあることが判明し、P C Bによる環境汚染が懸念されております。

そのような中、近年、P C B無害化処理技術が確立したこともあり、「生活環境の保全を図るためには、保管を継続するのではなく、適正に処理を推進することが必要不可欠」との考えから、国がそのための法律を制定し無害化を推進することとなりました。

P C Bの適正処理を推進するための法整備といたしまして、平成10年6月17日「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の改正が施行され、これはP C Bの処分方法として従来から認められていた焼却処理に加え、新たに化学分解処理方式が認められたものでございます。

その後、平成13年7月15日に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、これによりP C B廃棄物を保管する事業者は、平成28年7月までに全てを処分することが義務付けられました。

このたびの処理施設は、中国電力が自社で保有しているP C B廃棄物を保管事業者の責務として、自らの責任に置いて確実に適正に処理するためのものでございます。

また、中国電力以外の電力会社におきましても、P C B含有絶縁油の無害化処理を推進しており、平成28年7月までに処理を完了するために、すでに東京電力をはじめとして数社の電力会社におきまして、P C B処理施設の運転を開始しております。

なお、国においても、全国5か所で国が出資する法人が、P C Bを適正に処理するために必要な処理施設を整備し、処理を行うこととなっております。

続きまして、P C B含有絶縁油につきまして御説明いたします。

現在、中国電力で保管、又は使用中のP C B含有絶縁油は2種類ございます。一つは、P C B使用絶縁油で、主に高圧コンデンサ等に使用されているもので、P C B濃度が60%から100%の高濃度絶縁油であり、これは機器の中に入ったままの状態でご保管されてお

ります。

また、もう1種類はPCB微量混入絶縁油で、PCB濃度が0.001%程度ときわめて低濃度の絶縁油であり、電信柱の上にある変圧器に使用されているものであり、現在、撤去した変圧器から抜きとってタンクに保管しているものと、今もなお電信柱の上に変圧器として使用されているものがございます。

それでは、この処理施設で行う事業の概要につきまして御説明いたします。

本施設は、これらの絶縁油を一か所に集積してPCBを無害化处理し、処理後の絶縁油は燃料油として再利用することを目的とする、PCB処理施設でございます。

なお、本施設におきましては、中国電力保有分の絶縁油のみ処理することとしております。

中国電力におけるPCB含有油等の中国5県における保管数量でございますが、PCB微量混入絶縁油の保管数量、PCB使用機器の保管数量をPCB量に換算しますと、PCBそのものは広島市内に約95%が保管されていることとなります。

また、今も電信柱に取り付けられ使用されている変圧器は、中国5県で約40万台ありますが、これに使用されているPCB微量混入絶縁油は、坂町の中国電力の資材センターで抜き取り、タンクローリー車で本施設に搬入することとなります。

それでは、計画の場所につきまして御説明いたします。

計画地は、南区の南のほうに位置しております。計画場所の都市計画の内容でございますが、都市計画区域内で、周辺の用途地域の状況は、スライドで赤色で示している計画場所、南区宇品東四丁目2番街区は工業地域となっております。

続きまして、付近状況図を御覧ください。

計画場所は中国電力の自社所有地で、スライドの赤色で示しているところでございます。

計画地周辺の土地利用状況は、施設の南側はマツダ工場、西側は中国電力の変電所、旭町下水処理場、また、北側は入江にそれぞれ隣接しております。

施設を西側の都市計画道路「旭町広島港線」から入口・計画地方向を見てみますと、このスライドのような風景になります。施設は、スライドの奥の送電線鉄塔の下になります。東側から見てみますと、丹那町から見ることとなります。スライドの写真後方の建物は、マツダの工場でございます。計画場所は、赤色で示しております範囲でございます。

このスライドはPCB処理施設の完成イメージ図でございますが、東側からの眺望で、手前は丹那町、右側は旭町下水処理場で、左側がマツダの工場でございます。計画場所の

区域は赤い線で、また、計画施設は赤い点線で示している範囲でございます。

では、施設の概要について御説明いたします。

このスライドは施設の概要図でございます。敷地全体の概要ですが、敷地面積約 1 万 5,000 平方メートル、建築面積の合計は 1,676 平方メートル、延床面積の合計は 3,746 平方メートル、建物の構造は鉄骨造となっております。

また、1 日の処理能力は約 25 . 2 k l となっております。

続きまして、施設の詳細について御説明いたします。

スライドで着色している建物等の概要でございますが、P C B 分解棟が 4 階建て、リサイクル棟が 3 階建て、管理棟を含む平屋建ての建物が 6 棟の計 8 棟の建築物と、P C B 微量混入絶縁油タンクと処理済油タンクの施設となっております。

絶縁油を積んだ車両の動線と処理油の流れの概略を御説明いたします。

まず、幹線道路から絶縁油を積んだ車両が入ってきて、P C B 微量混入絶縁油タンクに向かいます。

車両からタンクに移します。

絶縁油をタンクに移し、空になった車両は入ってきた通路から幹線道路へと出ていきます。

P C B 微量混入絶縁油タンクから P C B 分解棟へ配管で移送します。

P C B 分解棟では、各処理槽を通過することにより P C B を無害なものに分解します。この時点では、油と生成物が混じった状態となっております。

無害化処理した油をリサイクル棟の処理槽に移送します。

リサイクル棟の処理槽で油・水・固形生成物にそれぞれ分離し、分離した油を処理済油タンクに配管で移送いたします。

処理済油を搬出する車両が幹線道路から入ってきて、処理済タンクの取り出し口に付きます。

処理済タンクから車両に積み込みます。

処理済油を積み込んだ車両は、そのまま幹線道路へと出ていきます。

それでは、P C B の無害化処理方法につきまして御説明いたします。

本施設における処理方法は、国で認められた化学処理方法の中から「脱塩素分解方式」を採用しております。特徴としまして、

摂氏 9 0 度の低温、常圧における反応である。

燃焼排ガス、排水がない。

廃棄物の発生が少ない。

処理済油は重油の規格を満足し、有効利用できる。

ことが挙げられます。

次に、処理の流れについて御説明いたします。

まず、処理油を反応槽に入れます。

反応薬剤を計量槽で計量して反応槽に入れます。

反応温度は、反応薬剤の量を調整することにより温度を90度に保ちます。

攪拌し、PCBを分解いたします。

処理済油は、スライドの左下のPCBから右上に示している無害なビフェニルと塩化ナトリウム、いわゆる塩に分解されたものとなります。塩は固形廃棄物となりますが、適切に処分いたします。

反応槽で分解した油は、分解確認槽で分析し無害化を確認した後、処理済タンクへ移送いたします。

以上が処理の流れでございます。

続きまして、この施設に出入りする車両の交通量について御説明いたします。

施設へ出入りする主な車両は、PCB微量混入絶縁油を運ぶタンクローリー車、PCB使用機器運搬トラック及び通勤車両でございます。施設へ入る車両としては山陽自動車道から県外保管の運搬車両、坂町の中国電力の資材センターからの運搬車両、さらに広島市内からのPCB使用機器の運搬車両が入る予定になっております。いずれの車両も広島高速3号線に向かい、宇品料金所経由の南側からの動線となっております。

次に、想定交通量につきまして御説明いたします。

施設は交替勤務による連続稼働であり、現在に比べて増加する車両台数は、昼の12時間ではスライドのa地点で北側からの通勤車両が20台、b地点で南側からの通勤車両が18台及びタンクローリー車等の運搬車両が26台の計最大44台程度となる予定でございます。

この幹線道路では、現在上下線で約10,000台の交通量があり、この交通量増加による影響は0.4%程度の増加率となっており、この程度の増加率では本施設の稼働による交通量への支障はないと考えております。

次に、環境保全対策等につきまして御説明いたします。

第一に、P C B分解棟廻りは、油の流出防止対策として、多重の漏洩防止対策及び不浸透材料による床面の被覆等の措置を講じることにより、万一の事故におきましても敷地外へ油が流出することや地下への浸透を防止する計画となっております。

第二に、大気汚染防止対策として、建物の換気及び処理の各排気装置には活性炭吸着装置を設置するなど、大気中への漏洩防止対策を講じる計画となっております。

第三に、水質汚染防止対策として、処理に使用した水は再生して、施設内で再利用し、施設外には排水しない計画となっております。

先ほど御説明いたしましたP C B分解棟廻りの油の多重漏洩対策を、具体的に御説明いたします。

まず、各機器ごとに受け皿を設けて1次流出防止を行います。

さらに、装置全体を地下ピットに収め、大規模な2次流出防止を行います。屋外におきましては、3次流出防止として建物廻りに側溝を設けて、敷地外への流出防止を行います。

さらに、建物周囲の床は、不浸透材料で被覆いたします。

次に、景観対策につきまして御説明いたします。

対岸の住宅地からの眺望を考慮し、油タンク等の工作物は直接対岸からの視線に入らない位置に配置いたします。本施設には、看板及び広告物は設けません。

また、護岸沿いを樹木で緑化する計画としております。

本施設の設備計画につきましては、本市の環境部局におきまして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき審査をしており、同法の規定による生活環境影響調査に基づき、施設稼働及び搬出搬入車両による大気汚染、水質汚濁、騒音・振動及び悪臭について、先ほど御説明いたしました対策により、いずれも大気汚染防止法、騒音規制法、悪臭防止法等の環境保全のための基準値に適合することが確認できております。

また、同法の規定によりまして、廃棄物の処理施設設置許可にあたっては、生活環境の保全に関し廃棄物の処理並びに大気汚染、水質汚濁、騒音・振動及び悪臭に関する事項につきまして、専門的知識を有する方から御意見を聴くこととなっており、専門家の先生方から御意見を聴取いたしております。御意見に対する中国電力の対応等をふまえ、同法に定められている技術上の基準等に適合すると判断されております。

次に、地元への対応状況でございますが、中国電力が本施設の環境上の配慮や十分な事故対策等について地元の理解を得るため、たび重なる説明会を開催したことにより、本年5月13日に計画地西側の宇品東各町内会等で構成する宇品東社会福祉協議会との間で、

施設の位置及び運営に関する協定を締結し、また、入江をはさんだ丹那地区につきまして、現在、地元町内会及び大河漁業協同組合並びに広島市漁業協同組合と中国電力との間で、施設の設置及び運営に関し、大筋で合意に達しております。

次に、本施設の設置後の運転と運営に係る情報公開等につきまして御説明させていただきます。

中国電力と地元町内会等と協議の結果、本施設の運転と運営につきまして、中国電力と地元住民、有識者などで組織する、仮称ではありますが「安全性確認委員会」を設置することとしております。

この安全性確認委員会におきまして、定例情報として、定期的に施設の稼働状況、PCB混入油の施設への運搬状況、環境モニタリングデータの報告を受け検討を行うこととしております。

また、併せて中国電力の公式ホームページに、これらの情報を公開することとしております。

安心情報としまして、震度4以上の地震の発生時、大型台風直撃時、その他周辺の異常発生時にその都度情報を提供するとともに、万が一、事故が発生した場合には、直ちに運転を停止するとともに、近隣住民の方に施設の状況等を広報車によりお知らせすることとしております。

広島市としましては、この申請のありました施設の敷地の位置につきましては、これまで御説明しましたとおり、本市域での位置、用途地域、周辺の土地利用状況、施設内容、搬出・搬入車両の経路、環境対策、地域での理解などを総合的に検討しました結果、都市計画上支障がないものと考えております。

なお、補足資料としまして、お手元に資料3を配付しております。これは、先ほど本施設につきまして、環境部局の審査基準にいずれも適合している旨の説明をいたしましたが、いわゆる廃棄物処理法における施設の構造基準等の詳細について記載をさせていただいております。

以上で第1号議案の説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願いいいたします。

会長 それでは、第1号議案につきまして、御意見等がございましたらお願いいいたします。はい、どうぞ。

委員 2、3点お伺いしたいんですが、今のスライドといえますかスクリーンの最後の

ほうで、専門家から意見聴取、施設の安全性というところで、生活環境影響調査と専門家からの意見聴取というのがあったんですが、この専門家からの意見聴取に関しては、今の説明では進行中なんでしょうか、それとも終了したんでしょうか。そのことが御説明からはちょっと判断できませんでした。もし、終了していたとしたらですね、この資料3に専門委員からの意見聴取等というのがあるわけですが、その辺の情報というのはこの審議会に具体的に出す必要はないんでしょうか、手続き上は。

たとえば、社会福祉協議会とか町内会の間で基本協定に関する最終合意とあったんですが、この合意文書も資料としてこの審議会に出されても然るべきだと思うんですが。

それから、最後のスライドで、「施設の運転と運営の情報公開」とありましたが、これを具体的に担保する方法というのは、どういう方法なんでしょうか。つい先日の福井の原発の高温水蒸気管の破裂がありました。あのときもですね、救急車や消防車は走り回っているけど、住民には何も通知がないんですよ。それから、ああいう水蒸気管が、本来、定期点検から外されるということ自体、極めて異常なこととして、原発もいろんな安全運営に関する規定はものすごくたくさんあると思うんですけど、このたびの事故でも全然それが担保されていないということが分かったような気がします。その点を2点お願いします。

それから、3点目は、本議案と関係ありませんけど、広島県に保管されているPCBは中国電力だけではないと思うんですね。他のPCBの保管場所の状況というのはどうなっていて、今後、この十数年以内に処理するというこの目途については、どういう状況になっているのか、都市計画局の範ちゅうをちょっと超えるかもしれませんが、御説明いただきたいと思います。

以上、3点を願います。

会長 誰が答弁するんですか。はい。

事務局（産業廃棄物指導課長） 産業廃棄物指導課長の後藤と申します。よろしく願います。

今の御質問の中で、専門家意見についての御質問がございました。この専門家意見に関する事業者対応、それから広島市の見解につきましては解決しております。1点ほど、今現在、学問的な研究という面では一つ残っておりますけれども、他の面では一応クリアしております。

それから、施設の運営についてですが、今回、この施設の運営につきまして輸送マニユ

アル、それから危機管理マニュアル等色々なことを、今から現施設を設計していく中で、様々の詳しいマニュアルを作ることにしております。この中には、地域住民の方への広報の仕方、事故時の広報の仕方や、警察及び消防等の連絡の仕方、それからそういう事故時の対応等について、今後、詳細なマニュアルを作っていくということにしております。

それから、最後の中国地区のPCBの保管状況、それから処分についてという御質問ですが、これにつきましては御存じのように、広島市内でも中国電力以外の事業者においてたくさんのPCBが保管されております。これは今、冒頭で説明がありましたように、全国で5か所、国が出資する株式会社、日本環境安全事業株式会社というのがございまして北九州、大阪、名古屋、東京、北海道、この5か所でそういう電力会社以外の小さい民間企業が持っておりますPCBの処理を、今後、15年間で順次やっていくということになっております。以上です。

委員 3番目の最後の御説明は、了解しました。2番目の施設の運転と運営の件ですけど、詳細なマニュアルというふうにおっしゃったわけですが、ここで図示されている定例情報、安心情報、事故情報等は、いずれも中国電力が出すものなんですよ、これ。上の安全性確認委員会が出すんですか。このPCBに限りません、大災害でも火災でも地震でもなんでもそうですけど、マニュアルどおりになかなかいかないところがある現実的であって、それが福井の原発の事故で出たわけですけども。私は、場合によってはこの施設の運転について近隣の住民が立ち会うとか、立ち入って検査をするとか、そうした方法が具体的に担保されるべきじゃないかなと思うんですが、その辺についてお答えいただきたい。

それから、専門家からの意見聴取では、基準に適合しているという話でしたけど、そういうものをこの審議会に参考資料として提出する必要はないんですか、専門家の意見とか住民との合意文書を。

会長 はい。

事務局（産業廃棄物指導課長） 専門家聴取会を開きまして、専門家の委員の先生の御意見というのは公開されております。それについての事業者対応、それから広島市の検討状況というのも作成はされておりますけど、今回、提出はしておりません。

それから、市民の安全委員会に関する件ですが、この安全性確認委員会、これは仮称ですけれども、これは地元の住民の方が何名か入られます。そして事業者、有識者等で構成されるということですけども、その中で事業所への立ち入り、それから環境モニタリン

グへの立ち会い等が予定されております。以上です。

委員 今の件につきまして、安全性確認委員会が具体的に編成されて、委員会活動が始まった段階ですね、この都市計画審議会に具体的にその様子を知らせる資料を提出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会長 はい。

事務局（産業廃棄物指導課長） そのモニタリングのデータとか、それから立ち入り状況等につきましては、住民の方等にも公表されますし、それからホームページ等でも公表されますので、私どもとしては、都市計画審議会の担当課である計画調整課への提出については御協力させていただきます。以上です。

会長 他にございますでしょうか。はい、どうぞ。

委員 2点ほどお願いします。一つ、ちょっと本質的な話じゃないんですが、先ほどのスライドで動線がございましたですね、動線の図が。タンクローリーが入って出たりするというのがございまして、確か、導入路は幅員8メートルだと聞いたんですが、2車線ぐらいだと思います。そうすると、この図面、右側通行になってますよね、この図面はですね。それで、出たり入ったりするときに、24時間操業ということで晩も動くと思うんですが、交通がクロスしているので、より安全にならないかなと。左から入って右から出たほうがいいんじゃないかなと思ったんですが、そういう交通上のことでございます。

それから、もう一つはですね、一応無害のビフェニルと塩ができるということなんですが、その隣に燃料油ができますよね。それで、この間から大企業でタンクがよく爆発するわけですが、それが何かの理由で爆発したときにですね、隣のPCBがですね、あちこち飛んでいくんじゃないかなと、こう心配したわけですが。その辺の危機管理をどうお考えになっているのかをちょっとお聞きしたいなと思いました。以上2点です。

会長 はい。

事務局（産業廃棄物指導課長） まず一点目の動線につきましてですが、このPCBを運搬します車両につきましては、朝の9時から夕方5時までの搬入及び搬出に限られておりますので、夜の搬入搬出というのはございません。

それからもう一点、爆発時のPCBについてということですが、今回のこの処理施設の設置につきましては、先ほど申しました、生活環境影響専門家5名の方と、それ以外に、いわゆる地震の専門家、それから建物の専門家、それから配管の専門家、今言われますようにタンクの専門家、耐久性の専門家、そして防爆に関する専門家の方にも御意見をいた

だきまして、そして、適正であるという判断のもとに、確認しております。以上です。

委員 交通については、右側通行でやられますでしょうか。

事務局（産業廃棄物指導課長） あれは模式図上、このように描いておりますが左側通行です。

委員 ただ2車線ですから、左側からこうって右からこう出てきますよね。そこらへんは交通処理をいよいよよろしくをお願いします。

事務局（産業廃棄物指導課長） はい、分かりました。

会長 他にございますでしょうか。はい。

委員 一番最後のところに、地元への対応というのが書かれてますよね。大筋は合意したというふうに書いてあるんですけども、どういうふうな御意見があって、どういうふうな解決策をとられたのか。今現在、住民の人たちの何か思いといいますか、それは何か問題として残っていないのかなという、その点をちょっとお聞きしたいんですが。

会長 はい。

事務局（産業廃棄物指導課長） もう一度すみません、お願いいたします。

委員 住民の方々にいろいろ御説明をされて、たぶんいろいろな御意見が出ておったんだらうと思うんですが、どのような意見が出て、どのような対応をそちらで答えられたのかということですが、一つは。

それと、現在もそれが全て解決しているのか、あるいはある程度何か問題がまだ残っているのか、その点をちょっとお聞きしたいんですけども。

会長 はい、どうぞ。

事務局（産業廃棄物指導課長） この処理施設設置計画が平成14年に出てきまして、その過程で、住民の方から反対意見も出てきました。その過程で中国電力、すなわち事業者におきましては、いわゆる説明会を何回か開催しまして、地元の理解を得るという形で進めました。広島市には52件の御意見が寄せられております。その52件の内容につきましては、全部ここで申し上げられないんですが、大きな問題としてはいわゆる住居が近いということが一点あります。その点につきましては、事業者の方もモニタリング等をおして、皆さんにどれぐらいの濃度で出るかというような状況も認知していただきながら、事業を進めたいという方向で説明をされておりますし、また、広島市としても、その事業につきまして試運転の段階でどれぐらいの量が出るかと、どれぐらいの濃度の排気量があるかということにつきまして、試験運転の時期に検査し、その検査結果に基づいて使用許

可を出すという形でありますので、その面も市民の皆様には御理解いただいているんじゃないかと思えます。

委員 それと問題が全て解決したかどうかですね。問題が解決していないものがあるかどうか。

事務局（産業廃棄物指導課長） 現在のところ、問題が解決していないというものは、私ども行政としましてはないと考えております。

委員 やはり、さっき委員のほうからも言われておりましたように、そういうふうな内容の、読まなくても、説明がなくてもいいんですけども、そういうふうな資料類があれば住民が施設をどう感じているのかということが我々にも伝わってくるのですが、今のところ、それが全然分からないものだから、住民のほうはどういうふうな意見を持って、どういうふうに思っているのかということが分からないという、一方的なことになってしまうという恐れがあります。そういうようなことで、ぜひ、意見書を出していただきたいと思えます。

石川会長 はい、どうぞ。

事務局（産業廃棄物指導課長） 住民の方の御意見、52件いただきました住民の方には、その事業者の対応、それから広島市の対応につきまして、ひととおり各人の方に回答する予定でございます。以上です。

委員 はい、いいです。だから、出していただくということをお願いしたいと思います。

会長 この審議会に出すということでもいいですか。今は住民の方に出すというような答弁だったようですが。

事務局（産業廃棄物指導課長） はい、それはよろしいです。

会長 それじゃあ、他にございませんでしょうか。他にないようでございますので、ただ今の第1号議案につきましては、原案どおりとすることを適当と認める旨、市長へ答申することとしてよろしいでしょうか。

委員 会長さん、今、資料を出すと言ったんだから、その資料を出してから審議を求めらるんでしょ。資料を出してもらったほうがいいですよ。

会長 ではすぐ出してください。間に合いますか。

事務局（産業廃棄物指導課長） 15分ぐらいいただければと思うんですが。いかがでしょうか。

会長 はい、できるだけ早くしてください。

事務局（産業廃棄物指導課長） はい。分かりました。

委員 この施設の設置については都市計画法上のですね、手続上の責任をこの審議会が持つわけで、そのときに専門家がいいと言いました、住民も合意してまずと資料を具体的に出さないで、そういう御説明ばかりが先行するんだったら、この審議会も持ち回り審議会でもやればいいわけですね、このめまいがするような暑い中で来ているのに、具体的なその資料をどうして事前に準備しないんですか。しかも、今のように15分掛かるとしても、すぐ出しますというような資料をなんで事前に用意しておかないんですか。今後の都市計画審議会についても、ホームページあるいはその他で公開されている資料もあるのかもしれないけれども、そういうものもきちっと揃えて議案の参考資料として説明してほしいと思います。これについては別に御返答は結構ですけれども。

会長 それでは、今のような御意見もございますので、今後提出される議案についての説明等の資料等について、十分に検討して資料等を添付してもらおうよう、ひとつ気をつけていただきたいと思います。

はい、どうぞ。

委員 もし15分間にできるのであれば、この基本協定、宇品東社会福祉協議会の基本協定のほうも一緒に出していただければ、意見書に対してどういうふうな対応がなされて、合意がなされたのか筋が分かると思うんですけれども、それはいかがでしょう？ 私は希望しますが。

会長 今の質問について、事務局から答えをお願いします。はい、どうぞ。

事務局（建築指導課長） 先ほどの御質問の協定書の件でございますが、協定書の中身につきましては、一応非公開ということで位置付けております。

それで、具体的な内容でございますけれども、協定書の内容につきましては、生活環境及び安全の確保、また施設の稼働、PCB絶縁油の運搬及び環境モニタリング等の情報公開などとなっております。

会長 ちょっと、今の説明では、理解できないのではと思うんですが。非公開というだけではね。

事務局（建築指導課長） すみません。ちょっと説明が足りませんでしたので。この協定書につきましては、地元と中国電力とが甲乙の関係で取り交わした内容でございます。あくまでも民々の協定という内容でございますので、非公開ということで位置付けております。

委員 この審議会に対して審議しろと言っているんだろ。なぜ非公開にしなくてはいけないの。公開できないようなものなの。

委員 私も同じ意見でして、これ社会福祉協議会という、いわば社会的に認知された、社会的に認知というのはおかしいですけど、こういう公的な機関で取り交わしたのがどうして、社会福祉協議会の会員には公開されているわけでしょう。それがどうして審議会には公開されないんですか。納得できないですよ。

ついでにお伺いしますが、丹那町内会との基本協定、それから漁協との基本協定も非公開なんですか。

会長 はい、どうぞ。

事務局（産業廃棄物指導課長） この丹那町等につきましては、まだ協定を結んでいないけれども、最終合意に達しているということです。それで協定書は私どものところに頂いているのは、あくまでも写しでございまして、なおかつ、その公開についての両者の合意というのも私は聞いていませんし、また、今言われるように公開すべきじゃないかなど、公開という問題はあるかと思うんですが、今回、私どものほうに寄せられた協定書につきましては、本書ではなくて写ししかもらっておりません。

委員 写しでも、ここへ出せば、みんな分かるよ。みんな理解できるじゃない。理解させないようにさせないようにして、どうやって審議しろと言うのか。

会長 はい。

事務局（産業廃棄物指導課長） すみません。中国電力と、それから社会福祉協議会から公開の同意を取れば、皆さんに御提出できると思います。以上です。

委員 審議は、それからだ。そんなことが一々できずに、審議をよく求めるものだ。

会長 このようなことになると、この審議は今日のことにならなくなるんでね。もう少し分かりやすい説明を、何か特殊な何かがあって全部出せないのか、それとも全然今、そういうことを想定してなかったんで出せないというのか。両方の了解を取らないと出せないというように今は、理解したんですがね。

委員 会長さん、ちょっと提案がありますけど。この基本協定書だけではなくて専門委員の意見とかですね、それから、これなんかミニアセスメントをやったんでしょうかね、これからやるということはないだろうと思うけど、そういうものも含めて資料をやっぱり出していただいて、次回の審議会で議論・決定するというふうにするということではできないでしょうか。

委員 それがいい。それがいい。

会長 これはもういずれにしても話にならないんでね。もう少し委員の皆さん方に理解できる説明ができれば話は別なんです。

委員 そして提出資料がちゃんと出されたらね。

会長 はい。

事務局（都市計画担当部長） 先ほど15分で用意すると言いました資料と、それから地元との合意書、これは協定書ですが、これも出せるか出せないかは中電と、それから地元の社会福祉協議会の了解がないと出せませんけれども、そこら辺のまず了解を取れば、それも含めて、また次回に用意をして、また御審議をいただければというふうに考えております。今、委員がおっしゃった資料も含めて、再度、提出できる資料について検討して、またお諮りをさせていただければと思います。

会長 では、当面の資料だけ出しますか。先ほど15分待ってくれと言った分。それも次回にしますか。

事務局（都市計画担当部長） 他の資料とあわせて次回にさせていただきますでしょうか。

会長 それでは、ただ今お聞きいただいたような事務局の説明ですので、今回は、この議案につきましては保留ということで、次回に送ることにさせていただきたいと思います。

また、次回いつやるかということにつきましては、事務局のほうで時間等の設定を検討してもらいます。

それから、前回の審議事項等についての現況の報告等があるようでございますので、その報告をお願いします。

事務局（都市計画担当課長） 都市計画担当課長の高井でございます。どうぞよろしくお願いたします。

報告事項がございますが、前回、本審議会でご審議いただいた案件のその後の状況につきまして、御報告させていただきます。

お手元に「報告事項」として資料を配付させていただいておりますので、御覧いただきたいと思います。

前回、3月29日に本審議会でご審議いただいた案件は、全部で3議案ございました。

第1号議案及び第2号議案は、いずれも広島市決定の案件で、「広島港臨港地区の変更」及び「高須二丁目西地区の地区計画の決定」でございました。

これらの二つの案件は、いずれも原案どおりとするとの答申をいただいたことから、臨港地区の変更につきましては平成16年5月31日に、高須二丁目西地区地区計画の決定につきましては平成16年4月21日に、それぞれ都市計画法に基づく都市計画の告示を行ったところでございます。

また、第3号議案については、建築基準法に基づく用途地域の指定のない区域内、すなわち市街化調整区域内の建築物の容積率等の変更でございました。これにつきましても、原案どおりとするとの答申をいただいたことから、平成16年5月14日に建築基準法に基づき特定行政庁が告示を行ったところであり、平成16年5月17日から施行しております。

以上、前回の審議会で御審議いただきました案件の、その後の状況につきまして御報告させていただきました。以上でございます。

石川会長 それでは、以上をもちまして本日の審議会を終了したいと思います。

本日は、大変お忙しい中、御審議いただきまして誠にありがとうございました。これで審議会を終わりたいと思います。